



市議会3月定例会会期日程

園田議会事務局

TEL 71・2156 FAX 71・2150

本会議や委員会などはどなたでも傍聴できますので、気軽にお出掛けください。また、議会ホームページでは、本会議のライブ中継を行っています。詳しくは、議会事務局にお問い合わせいただくか、議会ホームページをご覧ください。

- **会期** 2月20日（金）～3月20日（金）まで（予定）
- **時間** 午前10時開会
- **場所** 堀金支所（3階）



平成26年12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正

園田子ども支援課児童係

TEL 81・0727 FAX 81・0703

遺族年金などの公的年金を受給する皆さんも、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

受給するためには、市への申請



市県民税・所得税の申告は3月16日（月）まで

市県民税に関する問い合わせ

園田市民税課諸税係

TEL 72・3111（代）FAX 72・8340

所得税・消費税に関する問い合わせ

松本税務署 TEL 32・2790（自動音声案内）

昨年の申告状況をもとに市県民税の申告書を1月に発送しました。申告書がお手元に届かない場合や平成26年中に収入がない場合も、市県民税の申告が必要な場合があります。早めの申告をお願いいたします。市県民税の申告書は、各支所地域課窓口と市ホームページから入手できます。

● **申告が必要な人** ▽国民健康保険加入者およびその世帯主▽後期高齢者医療保険加入者およびその世帯員▽介護保険加入者およびその世帯員▽市外に住んでいる親族の扶養になっている人▽収入がない、または非課税収入のみで、税法上の扶養になっていない人▽所得証明書などが必要な人▽所得要件のある各種

が必要です。新たに該当となる皆さんは、手続きを行ってください。

● **改正により新たに手当を受け取れる皆さん** ▽子どもを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合▽父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合▽母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

● **支給開始日** 申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしていた人が、3月までに申請した場合、平成26年12月分の手当から受給できます。平成26年12月～3月分の手当は、4月に支払われます。

● **手続き** 詳しくは、子ども支援課にお問い合わせください。

放課後子ども教室「わいわいランド」スタッフ募集

園田生涯学習課社会教育担当
TEL 62・4565 FAX 62・3525

子どもたちが安全に、安心して遊べる環境作りを手伝っていただ

制度の申請をする人

所得税の確定申告をするすべての皆さんへ

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25～49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1割の税率を掛けて計算した金額です。

消費税の確定申告をする皆さんへ

平成26年4月1日から、消費税率が8割（内、地方消費税1・7割）に変更されたのに伴い、平成26年分の消費税・地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等で課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

青色相談コーナーを開設

青色申告会の協力により「青色相談コーナー」を開設します。青色申告の特典や青色申告会などを説明しますので、ご利用ください。

- **日時** 2月26日（木）27日（金）午前9時～午後4時
- **場所** 豊科ふれあいホール

く有償ボランティアを募集します。

● **対象** 子どもと触れ合うことが好きな人。年齢、性別、資格は問いません。

● **謝金** 1時間600円

● **活動日** 毎週水曜日（明南小学校は木曜日）の放課後・年間約30回、午後2時頃～5時頃

● **活動場所** 小学校の体育館や校庭等

● **活動内容** 子どもたちが思いっきり体を動かして遊べるよう、環境づくりに従事していただきます。主に遊びを見守り、時には、子どもたちと一緒に遊びます。

● **受付期間** 随時募集

● **その他** ▽スポーツ安全保険（傷害・賠償責任補償付き）に加入（費用は市が負担）▽スタッフジャンパー、Tシャツの貸与

放課後子ども教室とは

子どもたちの放課後の活動拠点を確保するため、市内10カ所で「わいわいランド」という名称で実施しています。異年齢・異世代間交流を通じて、心身ともにたくましい子どもを地域全体で育みます。



税に関する作文 表彰

国税庁、全国納税貯蓄組合連合会、市租税教育推進協議会などでは、中高生を対象に、税に関する作文を募集しました。平成26年度、市内からは794作品の応募があり、37作品が入賞し、市租税教育推進協議会では昨年12月3日に明科公民館で表彰式を行いました。受賞者は次の皆さんです。（敬称略）

▽ **全国納税貯蓄組合連合会優秀賞** 小松尚輝（三郷中2年）▽ **本地区納税貯蓄組合連合会優秀賞** 柴崎星佳（豊科北中1年）、山田一貴（穂高東中2年）、八田葵（穂高西中3年）、山口和輝（堀金中1年）、横内慎太郎（明科中2年）



表彰式の様子



安曇野市租税教育推進協議会
平成26年度税に関する作文 入賞者表彰式

受賞者の皆さん

▽ **松本税務署長賞** 山岸有里（南安曇農業高2年）▽ **関東信越税理士会松本支部長賞** 徳竹琴美（南安曇農業高2年）▽ **松本地区歴代国税モニター会長賞** 内川幸華（穂高商業高1年）

太陽光発電施設設置の手続き

太陽光発電施設を設置する場合、市の適正な土地利用に関する条例に基づき、手続きをしてください。設置する場所、面積により、手続きの流れが異なります。また、審査には一定の期間を要します。

ただし、屋根に設置する太陽光発電施設など、手続きが不要場合もありますので、設置する場合には事前にご相談ください。

● **手続き・相談窓口** 建築住宅課開発調整係
園田都市計画課計画係・建築住宅課開発調整係
TEL 72・3111（代）FAX 72・3569



水路に雪を捨てないでください

水路への雪捨てが原因で水路をふさがれ、下流の住宅地や農地が浸水する恐れがあります。
▷水路に雪を捨てることはやめましょう。
▷防護柵をはずして雪を捨てないでください。
▷投雪した雪の上で子ども達が遊ぶと転落し、水路に落ちる可能性があり、危険です。地域の皆さんの見守りにご協力ください。

園田耕地林務課耕地担当
TEL 77・3111（代）FAX 77・6060

